入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年5月14日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　宮田　年耕

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　（修）上部工補強工事１―210

⑶　工事場所　東京都台東区台東二丁目　他

⑷　工事内容　コンクリート片剥落防止工、恒久足場設置工、外装板撤去工、き裂・腐食の補修・補強工、支承取替工、Ｆ11Ｔ取替工、塗装塗替工等

１）コンクリート片剥落防止工（高欄・床版部）　約7,600㎡

２）コンクリート片剥落防止工（橋脚部）　約2,200㎡

３）恒久足場設置工　約7,500㎡

４）外装版撤去工　約4,100㎡

５）き裂補修・補強工　約250箇所

６）腐食補修・補強工　約10箇所

７）支承取替工　７脚（36基）

８）Ｆ11Ｔ取替工　約235,000本

９）塗装塗替工（桁部）　約64,400㎡

10）塗装塗替工（橋脚部）　約1,700㎡

11）実施設計　一式

⑸　工期　契約締結日の翌日から1,470日間

⑹　その他

①　本工事は、入札参加希望者が提出する技術資料を評価して入札参加者を選定し、次に入札参加者から詳細工事費内訳書を求め、交渉を行った後、競争入札により価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する技術提案価格交渉方式（複数者交渉Ｂタイプ）の試行対象工事である。

②　技術提案の範囲は、以下のとおりとする。

・工事目的物（構造種別、主要部材の形状寸法等）の変更を伴わない範囲とする。

③　本工事は、競争参加確認申請書の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては５⑴に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式１）を提出するものとする。

④　本工事は工程上一定の区切りと認められる期間に限り、主任技術者又は監理技術者の途中交代を認める工事である。

⑤　技術資料は、持参により提出すること。

⑥　その他については、電子入札留意事項によることとする。

2　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。（詳細は「入札説明書」に記載）。

⑵　首都高速道路株式会社における「道路保全土木工事」に係る平成29・30年度の競争参加資格の認定を受けている単体又は２者の共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「道路保全土木工事」に係る平成29・30年度の競争参加資格の再認定を受けている単体又は２者の共同企業体であること。

⑶　平成15年度以降に、以下に掲げるすべての工事完工実績（元請けに限る。）を有すること。ただし、同一工事ですべての工事完工実績を有する必要はない。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。

①　単体又は共同企業体の代表者

㋐　鋼道路橋における上部工又は橋脚の補修・補強工事

㋑　市街地（ＤＩＤ相当）における往復４車線以上の道路上において車線規制して行う工事

※ＤＩＤとは、人口密度4,000人／㎢以上で5,000人以上が集まっている地域である。（以下同じ。）

②　共同企業体の代表者以外の構成員

・鋼道路橋における上部工又は橋脚の補修・補強工事

⑷　下記の期間Ａ、期間Ｂについて、次に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者、現場代理人（以下「配置予定技術者」という）及び設計管理技術者及び設計照査技術者を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場着手は、平成31年１月７日（月）を予定している。

また、元請自らが工場製作を行う場合に限り、工程上一定の区切りと認められる時点（期間Ａ、期間Ｂが切り替わる時点）において、主任技術者又は監理技術者の途中交代を認める。

期間Ａ：準備期間等、現場が稼働していない期間、および足場等仮設備の設置作業期間や仮設備内での調査期間

平成30年10月３日（水）から平成31年３月31日（日）まで

期間Ｂ：目的構造物に係る工事が行われている期間

平成31年４月１日（月）から工期末まで

①　期間Ａ、期間Ｂに配置する主任技術者及び監理技術者は、以下のアからウのいずれかの要件を満たすこと。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）

イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、建設部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士（建設部門）」という。）

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　監理技術者は、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　期間Ａにおいて、配置予定技術者のうち少なくとも１名は、平成15年度以降に次に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、工事の経験における従事役職は問わない。

・市街地（ＤＩＤ相当）における往復４車線以上の道路上において車線規制して行う工事

なお、上記工事は平成15年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とし、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。

④　期間Ｂにおいて、配置予定技術者のうち少なくとも１名は、平成15年度以降に次に掲げるすべての工事の経験を有する者であること。ただし、同一工事ですべての工事の経験を有する必要はない。なお、工事の経験における従事役職は問わない。

㋐　道路橋における上部工又は橋脚の補修・補強工事

㋑　市街地（ＤＩＤ相当）における往復４車線以上の道路上において車線規制して行う工事

なお、上記工事は平成15年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とし、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。

⑤　設計管理技術者及び設計照査技術者（以下「設計技術者」という。）は、以下のア～ウのいずれかの要件を満たすこと。

ア　技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とした者に限る。））の資格を有する者

イ　ＲＣＣＭ（専門技術部門が鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有する者

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者